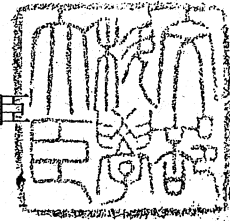


第 47 回原子力委員会
資料第 1 号

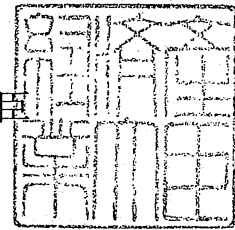
19 文科科第 972 号
平成 19・10・29 原第 4 号
国海安第 88 号
平成 19 年 11 月 13 日

原子力委員会委員長 殿

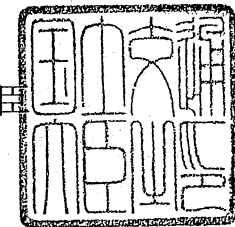
文部科学大臣



経済産業大臣



国土交通大臣



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 2 第 1 項第 1 号の政令の改正について（諮問）

標記政令を別紙案のとおり改正する必要があるので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 51 条の 2 第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。



別紙案

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

(政令で定める放射性物質の種類等)

第三十一条 法第五十一条の二第一項第一号の政令で定める放射性物質は次の表の上欄に掲げる放射性物質とし、同号の人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める基準は同欄に掲げる放射性物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度とする。

炭素十四	十ペタベクレル毎トン
塩素三十六	十テラベクレル毎トン
テクネチウム九十九	百テラベクレル毎トン

よう素百二十九

アルファ線を放出する放射性物質

一テラベクレル毎トン

百ギガベクレル毎トン

改正案

現行

（政令で定める放射性物質の種類等）

（廃棄物埋設）

第三十一条 法第五十一条の二第一項第一号の政令で定める放射性物質は次の表の上欄に掲げる放射性物質とし、同号の人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める基準は同欄に掲げる放射性物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度とする。

第三十一条 法第五十一条の二第一項第一号の政令で定める核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物は、次項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる核燃料物質によつて汚染された物（微量の核燃料物質が混入し、又は付着している物を含む。）であつて、その埋設を行う時以後において、同表の中欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えないものとする。

炭素十四	十ペタベクレル毎トン
塩素三十六	十テラベクレル毎トン
テクネチウム九十九	百テラベクレル毎トン
ヨウ素百二十九	一テラベクレル毎トン
アルファ線を放出する放射性物質	百ギガベクレル毎トン

一 原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄される物で次に掲げるもの	炭素十四	三十七ギガベクレル毎トン
イ 容器に固型化したもの（次号に掲げるものを除く。）	コバルト六十	十一・一テラベクレル毎トン
ロ 金属製のもの（容器に固型化するものが困難なものに限る。）	ニッケル六十三	一・一テラベクレル毎トン
	ストロンチウム九十	七十四ギガベクレル毎トン

<p>で開口部の密閉 その他の処理を したもの</p>	<p>セシウム百三十七</p>	<p>一・一テラ ベクレル毎 トン</p>
<p>二 原子炉施設を設置 した工場又は事業所 において生じた廃棄 される物で容器に固 型化したもののうち コンクリート及び鉄 筋その他これに類す るもの（以下この条 において「コンクリ ート等」という。） を含むもの（核燃料 物質が照射されたこ とに伴って発生した 中性子線の作用によ り当該コンクリート 等において生成した</p>	<p>アルファ線を放出す る放射性物質</p>	<p>一・一ギガ ベクレル毎 トン</p>
<p>炭素十四</p>	<p>カルシウム四十</p>	<p>三・一ギガベ クレル毎ト ン</p>
<p>コバルト六十</p>	<p>ニッケル六十三</p>	<p>一・一テラ ベクレル毎ト ン</p>

放射性物質を含むものに限る。）

三 原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄される固体状の物で容器に固型化していないもの（第一号ロ及び次号に掲げるものを除く。）

ストロンチウム九十	セシウム百三十七	アルファ線を放出する放射性物質	トリチウム	炭素十四	コバルト六十	ニッケル六十三
七十 四 ギガ ベ ク レ ル 毎 ト ン	一 ・ 一 テ ラ ベ ク レ ル 毎 ト ン	一 ・ 一 ギ ガ ベ ク レ ル 毎 ト ン	三 ・ 〇 ギ ガ ベ ク レ ル 毎 ト ン	百 十 メ ガ ベ ク レ ル 毎 ト ン	八 ・ 一 ギ ガ ベ ク レ ル 毎 ト ン	七 ・ 二 ギ ガ ベ ク レ ル 毎 ト ン

ストロンチウム九十	四・七メガベクレル毎ト
セシウム百三十七	百メガベクレル毎ト
アルファ線を放出する放射性物質	十七メガベクレル毎ト
トリチウム	三・〇ギガベクレル毎ト
炭素十四	百十メガベクレル毎ト
カルシウム四十一	百五十メガベクレル毎ト
コバルト六十	八・一ギガベクレル毎ト
<p>四 原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの（核燃料物質が照射されたことに伴つて発生した中性子線の作用により当該コンクリート等において生成した放射性物質を含むものに限る。）</p>	

の中欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えないものとする。

原子炉施設を設置した 工場又は事業所におい て生じた廃棄される物 で次に掲げるもの	炭素十四	五百二十テラ ベクレル毎 トン
一 容器に固型化し たもの	塩素三十六	百ギガベク レル毎トン
二 前号に掲げるも ののほか、固体状 のもの	テクネチウム九十九	八百二十ギガ ベクレル毎 トン
	ネプツニウム二百三 十七	十三ギガベ クレル毎ト ン

(参 考)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

平成19年10月25日
原子力安全・保安院

先の通常国会で、資工庁の特廃法とともに、原子炉等規制法を改正し、高レベル放射性廃棄物等の最終処分に係る安全規制や廃棄物埋設の事業への防護措置を追加したところ。同改正は、平成20年4月1日施行される。

その施行に必要な諸規定を整備するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「施行令」という。)等の一部改正を行う。

< 政令案の概要 >

(1) 廃棄物埋設の事業区分に係る基準【施行令第31条関係】

改正後の法第51条の2第1項に基づき、人の健康に重大な影響を及ぼすおそれという観点から、第一種廃棄物埋設(深地層処分)と第二種廃棄物埋設(余裕深度処分、浅地中処分)を区分する放射性物質及びその放射能濃度の基準を定める。具体的には、原子力安全委員会が定めた余裕深度処分に係る放射性物質の種類及び濃度上限値を規定する。

放射性物質の種類	放射能濃度
炭素14	10ペタベクレル毎トン
塩素36	10テラベクレル毎トン
テクネチウム99	100テラベクレル毎トン
よう素129	1テラベクレル毎トン
アルファ線を放出する放射性物質	100ギガベクレル毎トン

(2) 特定廃棄物埋設施設【施行令第34条、第35条関係】

改正後の法第51条の7第1項に基づき、第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設のうち、設計及び工事の方法の認可が必要となる特定廃棄物埋設施設を定める。具体的には、廃棄物埋設地、坑道以外の施設を規定する。また、改正後の法第51条の10第1項に基づき、特定廃棄物埋設施設のうち施設定期検査の対象となるものを定める。

(3) 廃棄物埋設の事業に係る防護措置【施行令第36条、第2条関係】

改正後の法第51条の16第4項に基づき、廃棄物埋設施設において防護対象特定核燃料物質(例、15グラム以上のプルトニウム)を取り扱う場合を、防護措置が必要な場合として定める。その際、特定核燃料物質が浅地中処分対象の低レベル放射性廃棄物に含まれる場合は、対象から除外する。また、坑道の埋戻しをした(深地層処分、余裕深度処分に係る)廃棄物埋設施設は、対象から除外する。

加えて、これまで対象外としていたガラス固化体に含まれる特定核燃料物質を防護措置の対象とする。

(4) 国家公安委員会等との関係【施行令第 6 3 条関係】

改正後の法第 7 2 条に基づき、核物質防護に関する国家公安委員会等の意見聴取規定に、廃棄物埋設事業者、廃棄物埋設施設を追加する。

(5) 手数料【施行令第 6 6 条関係】

改正後の法第 7 5 条第 1 項の規定に基づき、第一種廃棄物埋設の事業の許可、閉鎖措置計画の認可等の手続きに係る手数料を定める。

(6) 施行期日【附則関係】

施行期日は、法改正の施行の日（平成 2 0 年 4 月 1 日）とする。ただし、施行令第 2 条の改正規定（ガラス固化体の追加）の施行期日は、平成 2 0 年 7 月 1 日とする。

(7) その他

原子炉等規制法の改正に伴って原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和 3 7 年政令第 4 5 号）において生じる項ずれを修正する等、所要の改正を行う。